

『所定疾患施設療養費』算定状況の公表

介護老人保健施設夢の里では、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合の施設での医療について、所定疾患施設療養費を算定しております。厚生労働大臣が定める基準に基づき、前年度の治療の算定状況を公表いたします。

<対象となる所定疾患>

- 1、肺炎
- 2、尿路感染症
- 3、带状疱疹
- 4、蜂窩織炎
- 5、慢性心不全の増悪

上記所定疾患で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定します。

<令和5年度の算定状況>

病名	件数	日数	主な検査	投薬、注射、処置等
肺炎	0	0		
尿路感染症	1	10	尿検査、血液検査	抗生剤(レボフロキサシン)の投薬
带状疱疹	0	0		
蜂窩織炎	0	0		
慢性心不全の増悪	0	0		

医療法人 地塩会
介護老人保健施設 夢の里